

# 全国ビルメンテナンス政治連盟 規約

昭和 56 年 7 月 22 日制定  
昭和 57 年 7 月 27 日改正  
昭和 60 年 2 月 1 日改正  
平成 元年 9 月 1 日改正  
平成 4 年 3 月 10 日改正  
平成 6 年 3 月 11 日改正  
平成 7 年 4 月 18 日改正  
平成 8 年 1 月 24 日改正  
平成 11 年 1 月 20 日改正  
平成 13 年 9 月 10 日改正  
平成 23 年 1 月 19 日改正  
平成 26 年 1 月 22 日改正  
平成 27 年 10 月 29 日改正  
平成 30 年 1 月 17 日改正

(名 称)

第1条 この連盟は、全国ビルメンテナンス政治連盟(以下「連盟」という)と称する。

(事 務 所)

第2条 この連盟の事務所は東京都におく。

(目 的)

第3条 この連盟は、ビルメンテナンス業の利益を代表し、その社会的・経済的地位の確保・向上と、ビルメンテナンス業の発展を促進させるための政治活動を行うことを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会の事業を政治的な側面から支援する。

(会 員)

第4条 この連盟の会員は、47都道府県ビルメンテナンス政治連盟(以下「地区政連」という)とする。

(活動の区域)

第5条 この連盟の、活動区域は全国とする。

(事 業)

第6条 この連盟は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 ビルメンテナンス業の課題・要望事項について、関係する機関(行政・政党・議員等)

と折衝し、実現するための活動を行う。

- 2 ビルメンテナンス議員連盟と協力・連携して課題解決に努めるとともに、同連盟への人的、資金的支援を行う。
- 3 この連盟の政治活動の進捗を報告するとともに、業界の政治課題に関する啓発を行うため機関紙を発行する。
- 4 この連盟が行う政治活動の報告並びに業界の政治課題に関する啓発を行うための講演会や政治資金パーティー等を主催する。
- 5 その他、目的を達成するために、この連盟の機関が必要と判断する事業を行う。

(機 関)

第7条 この連盟に、評議員会及び理事会をおく。

(評議員会)

第8条 評議員会は評議員並びに理事及び監事をもって構成し、この連盟の最高の意志決定機関とする。

- 2 評議員会における、議決権の行使は、評議員のみとする。
- 3 評議員会は毎年1回理事長が理事会の議を経て招集する。但し、理事会が招集の必要があると認めるとき、または評議員がその3分の1以上の同意をもって招集を請求したときは、理事長はこれを招集しなければならない。
- 4 評議員会の議長は、評議員の互選によって選任する。

(評議員会の成立)

第9条 評議員会は評議員の2分の1以上の出席によって成立し、議事は出席した評議員の過半数をもって議決する。但し、規約の変更及び分担金の変更については、出席評議員の3分の2以上の承認を必要とする。

- 2 地区政連は、評議員が評議員会に出席できないときは、地区政連の責任において速やかに代理補充するものとする。

(評議員会の審議事項)

第10条 評議員会は次の事項を審議する。

- (1) 運動方針・事業計画の承認
- (2) 収支予算の承認
- (3) 事業報告の承認
- (4) 収支決算報告の承認
- (5) 理事及び監事の選任
- (6) 規約の改廃

(7)理事会より付議事項及びその他の重要事項

(評議員)

第11条 評議員の定数は47名とする。

2 評議員の選出方法は別に定める。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は2年とする。

(理事会)

第13条 理事会は理事をもって構成し、次の事項を審議する。

(1)評議員会に付議する事項

(2)評議員会が委任した事項

(3)細則の改正

(4)その他理事長が必要と認める事項

2 理事会は前項のほか、この連盟の執行機関として評議員会の決定事項を執行し、緊急事項を処理する。

3 理事会は理事長が招集する。

(理事会の成立)

第14条 理事会の成立及び議事は評議員会に準ずる。

(理事)

第15条 理事の定数は25名以内とする。

2 理事の選出方法は別に定める。

(役員理事等)

第16条 理事長は、理事の互選により選出する。

2 副理事長4名以内、法令に基づく会計責任者1名、会計責任者の職務代行者については、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得て決定するものとする。

(役員理事等の職務)

第17条 理事長はこの連盟を代表し、運営を統轄する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは、理事長があらかじめ定める順位によりこれを代理する。

3 会計責任者は、法令に基づいて会計を総括する。

4 会計責任者の職務代行者は、会計責任者に事故があり、または欠けた場合にその職務を代理する。

(理事の任期)

第18条 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 理事が選任された評議員会から、2年後の理事選任を行う評議員会までとする。

3 補欠選任せられた者の任期は前任者の残期間とする。

4 会計責任者の職務代行者の任期は理事に準ずる。

(監事)

第19条 この連盟には、2名以内の監事をおく。

2 監事の選出方法は別に定める。

(監事の任務)

第20条 監事はこの連盟の業務及び会計を監査して、その結果を評議員会に報告する。

2 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(監事の任期)

第21条 監事の任期は理事に準ずる。

(会長・顧問・相談役)

第22条 この連盟に会長・顧問・相談役をおくことができる。

2 会長・顧問・相談役は理事長の諮問に応え、または理事長に意見を具申する。

(会長・顧問・相談役の委嘱)

第23条 会長・顧問・相談役は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

(会長・顧問・相談役の任期)

第24条 会長・顧問・相談役の任期は、委嘱された当時の理事に一致する。

(事務局)

第25条 この連盟に事務局をおく。

2 事務局には事務局長その他の職員をおく。

(職員の任命)

第26条 職員は理事長が任命する。

(会 計)

第27条 この連盟の経費は、会員の分担金、その他の収入をもって支弁する。

- 2 分担金の計算方法については別に定める。
- 3 一旦徴収した分担金は、これを返却しない。

(会計年度)

第28条 この連盟の会計年度は1月1日から同年12月31日までとする。

附 則

- 1 この規約の改正は、評議員会で承認された日の翌日（平成30年1月18日）から施行する。
- 2 この規約の改正に伴い、「規約細則」を制定し、評議員会で承認された日の翌日（平成30年1月18日）から施行する。
- 3 この規約の改正に伴い、「拠出金細則」「評議員並びに理事等の選出に関する細則」「役員等候補者選定規程」を廃止する。
- 4 規約の施行に伴い、規約細則第3条に基づき理事の改選を行うものとする。なお、再任後の理事の任期は規約第18条2項に定める理事選任を行う評議員会までとする。